



## 12月は「オール東京滞納STOP強化月間」です

都と市区町村では、「滞納はさせない・放置しない・逃がさない」の共通理念(オール東京滞納STOP宣言)のもと、連携して徴収対策に取り組んでいます。安定した徴収確保と納税の公平性確保を目指して、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置付け、都と市区町村が連携した広報や催告による納税推進、差し押さえやタイヤロック、搜索などの滞納処分など、多様な徴収対策を行います。詳しくは納税課☎470-7730へ。

### 徴収の現状

市では期間中、「都と連携した滞納処分」と「横断幕などの掲示による納税広報」を行います。

市では、市民サービスの財源の根幹をなす市税などの確保に努めています。平成30年度の市税など(市民税・都民税、固定資産税・都市計画税など)の徴収率は前年度から0.1%減り、99.2%となつています。比較的高い徴収率を維持している背景には、市民の皆さんの納付へのご理解とご協力があったこと、市が滞納整理に努めたことがあります。しかし、平成30年度は各税の合計で1億4000万円以上の現年度滞納繰越

### 口座振替をご利用ください

「忙しくて銀行の窓口に行けない」「すっかり税金を納めるのを忘れてしまった」などの際は、市税などの未納額が高額となり、納付が困難になる場合があります。

口座振替にすると、金融機関などへ行く手間が省けるだけでなく、納め忘れがなくなるなどの利点があります。これから納期限が到来する市税などの納付には、ぜひ口座振替をご利用ください。

口座振替は次の①・②の方法で申し込みができます(各税・料とも口座振替開始を希望する期別の納期限の前月末

### 市の取り組み

税金などの納め忘れがある方には督促状を送付しますが、それでも納付がない方には催告書を送付し、さらに預貯金などの財産調査を行っています。

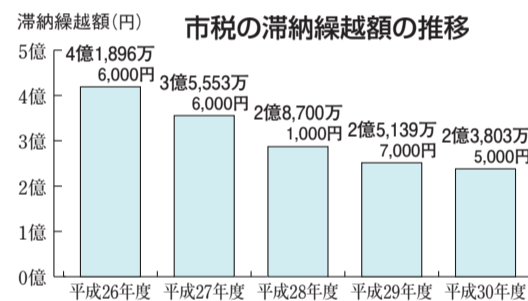
同調査の結果、財産が判明した場合は、国税徴収法などに基づく差し押さえを執行しています。また、預貯金などの財産が判明しなかつた場合、滞納整理の一環として、「滞納者宅などの搜索(注1)」や「自動車(軽自動車を含む)・自動二輪車のタイヤロック(注2)」を行っています。差し押さえした動産や不動産は公売を行い、滞納市税などに充当しています。

※(注1)「搜索」とは、国税徴収法第142条に基づく滞納処分で、徴税吏員が滞納者の自宅などで差し押さえる財産を発見するために行う強制処分です。 ※(注2)「タイヤロック」とは、自動車などの差し押さ

日までに申し込む必要があります。ただし、今年度3月2日が納期限のものは前々月末日までに申し込む必要があります。 ①市税などの納税通知書に同封した複写式の「口座振替依頼書」に必要事項を記入・通帳届け出印を押印の上、3辺をのり付けて、ポストに投函してください(その後の手続きは市が行います)。「口座振替依頼書」の郵送を希望の方は、納税課☎470-7729へご連絡ください。 ②市内の金融機関の窓口で直接お申し込みください。申込書は金融機関に備え付けてあります。なお、お申し込みの

額(現年度中に徴収できなかった金額)が発生していることから、引き続き改善していく必要があります。

市税の滞納繰越額の推移



### 納期限内納付にご協力を

納期限内に納付がなかった方には、督促状や催告書の送付、あるいは電話催告を行っています。督促状や催告書の送付、あるいは電話催告を行っています。督促状や催告書の送付、あるいは電話催告を行っています。

納期限内に納付がなかった方には、督促状や催告書の送付、あるいは電話催告を行っています。督促状や催告書の送付、あるいは電話催告を行っています。督促状や催告書の送付、あるいは電話催告を行っています。

また、納期限内に市税など

平成31年度市税などの納期限一覧

区分	固定資産税・都市計画税	市民税・都民税(普通徴収)	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料
12月	3期(25日)	-	6期(25日)	6期(25日)
1月	-	4期(31日)	7期(31日)	7期(31日)
2月	-	-	-	-
3月	4期(2日)	-	8期(2日) 9期(25日)	8期(2日)

を納めない、元年は年率8.9%の延滞金(納期限から1カ月までは2.6%)を併せて納付する必要があります。お手持ちの納税通知書で納期限内の納付をお願いします。各税・料ごとの納期限は右表をご覧ください。

なお、市税などの納付は、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアでできます(コンビニエンスストアは、納期限が到来する前の市税などの納付に限ります)。詳細は市ホームページをご覧ください。

### 市税以外の債権について

「保育運営費保護者負担金(保育園保育料)」「延長保育事業利用料」「学童保育所費」「下水道使用料」「生活保護費返還金」は、前年度までの滞納案件について、徴収事務を所管課から納税課に移管し、滞納整理を進める取り組みを実施しています。

### 市税などの納付に困ったらご相談を

病気や事業の廃止など、やむを得ない事情により市税などの納付が困難な方は、そのままにせず、同課にご相談ください。

## 12月30日～9日は「障害者週間」です

毎年12月3日～9日の1週間、障害者基本法で「障害者週間」と定められています。同週間は、国民の間に障害のある方の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある方が社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

### ◎障害に理解を

普段、健康に過ごしている方でも、不意な事故や病気の進行などで、思いもよらず突然に障害を抱えてしまうことがあります。障害は人により内容や程度はさまざま、外見からは分からない障害もあり、周りからの理解を必要としている方が多くいます。障害が残ると、日常生活に不便を感じるが増え、今

### ◎ヘルプカードについて

市では、障害のある方や難病に罹患している方が、日常で困ったとき、また災害時や緊急時、周囲の人に支援や配慮をお願いしやすくなるため、ヘルプカード・ヘルプ手帳を作成し、配布しています。

### ◎「配布対象者」市内在住で、身体・知的・精神障害がある方、発達障害がある方、難病に罹患している方

【その他代理の方でも取得できます。各種障害者手帳または障害福祉サービス・医療費助成の受給者証を所有している方は、ご持参ください。詳しくは同課☎470-7747、ファクス(475-8181)へ。

## TOKYO交通安全キャンペーン

### 世界一の交通安全都市 TOKYOを目指して

12月1日(日)～7日(土)は「TOKYO交通安全キャンペーン」期間です。このキャンペーンは、春・秋と並ぶ「第三の交通安全運動」として都内で実施されるもので、都民に交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルールの順守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、年末期の交通事故・渋滞の防止を図ることを目的としています。

### 自転車安全利用五則

①自転車は、車道が原則、歩道は例外②車道は左側を通行(右側通行は禁止)③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行④安全ルールを守る(飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号順守と一時停止・安全確認)⑤子どもはヘルメットを着用。

### 《今号の主な内容》

- ・2年度市営自転車等駐車場の利用登録を受け付けます 2面
- ・消防団出初式を開催します 3面
- ・元年度下半期(4月～9月)市の財政状況をお知らせします 4面
- ・Jアラート全国一斉伝達試験を実施します 6面

す。一方、地域の人からは、何かあったとき、「障害の事がわからない」「どう支援したらよいかわからない」という声があります。ヘルプカードは、障害があることを周囲に知らせるほか、裏面に障害の内容やサポートしてほしい事を記載することで、両者がつながるきっかけとなります。また、ヘルプ手帳は災害時や緊急時に備え、ヘルプカードに書ききれない情報を補うものです。

### 【配布対象者】市内在住で、身体・知的・精神障害がある方、発達障害がある方、難病に罹患している方

【その他代理の方でも取得できます。各種障害者手帳または障害福祉サービス・医療費助成の受給者証を所有している方は、ご持参ください。詳しくは同課☎470-7747、ファクス(475-8181)へ。